

徳島県難病医療連絡協議会設置要領

(設置目的)

第1 この要領は、徳島県難病医療提供体制整備事業実施要綱第4条の規定に基づき、徳島県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 協議会は、徳島県難病医療提供体制整備事業実施要綱に定める拠点病院及び分野別拠点病院、協力病院、徳島県医師会、保健所等の関係者によって組織する。

(2) 協議会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(4) 委員に欠員が生じたときは、すみやかに補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3 協議会に会長を置く。

(2) 会長は、委員の互選によって定める。

(3) 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

(4) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4 協議会は、会長が招集する。

(2) 会長は、協議会の議長となり議事を整理する。

(意見の聴取)

第5 協議会は、必要があると認めたとき、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、徳島県保健福祉部健康寿命推進課に置く。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

難病医療連絡協議会委員

所属	職名	人数	備考
拠点病院	医 師	各医療圏毎に	団体・施設長に協力要請し、 施設長が選任した者を委員 とする。
分野別拠点病院・協力病院	医 師	1名～2名	
県医師会	代表者	1名	
身障療護施設	関係者	1名	
県介護支援専門員協会	代表者	1名	
県看護協会	代表者	1名	
市町村保健師連絡協議会	代表者	1名	
県ボランティア推進センター	代表者	1名	
保健所	所長等	1名	